

多賀城市市民プール専用利用申請手続き

市民プール利用申込

施設予約システム又は、窓口のみでの利用申込となります。

受付時間・期間及び申請件数

	受付時間	利用申請受付	申請件数
施設予約システム	午前9時から24時まで	利用する日の3か月前同日から利用日7日前まで	1か月
窓口	市民プール開館時間内	利用する日の3か月前同日から利用日の7日前まで	最大20時間

※ 月間予定表を作成するため、前月の20日までに申請が完了するよう、ご協力ください。

施設予約システム利用者登録

施設予約システムの利用登録基準は、次の通りとなります。

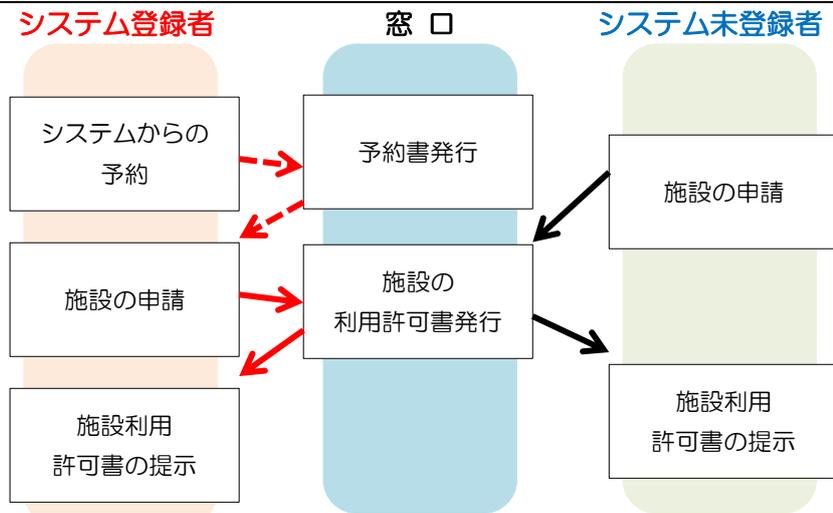
～施設予約システム登録基準～

- ・5名以上の団体であること。
- ・団体の構成員の半数以上が市内居住であること。
- ・社会教育活動やスポーツ活動、地域コミュニティ活動等を主な目的としていること。
- ・20才以上の代表者及び責任者がいること。
- ・システムの利用規約に同意すること。
- ・施設予約システムからの連絡先に使用できるメールアドレスがあること。

なお、次のような事があった場合は、施設予約システムの利用をお断りさせていただきます。

- ・会場を押さえるために、団体登録を複数行った場合
- ・登録内容に偽りのある場合
- ・登録を行うことを目的とした、複数の団体に同一の個人の名前を使用する、団体に存在しない人の名前を登録した場合
- ・その他、利用規約、登録基準に反する事があった場合等

施設利用までの流れ



※ システムからの予約後、30日以内に本申請がない場合は、仮予約が取り消しとなります。

->> インターネット環境 **->** 窓口対応

申請後の施設利用取り消しについて

申請後の利用取り消しは、窓口で取り消しを行ってください。

なお、自己都合での利用取り消しについては、体育施設条例、規則に基づいての対応となり、利用日前 1 か月前を過ぎると、キャンセル料が発生します。

申請内容に虚偽があった利用団体については、今後、施設の利用をお断りさせて頂く場合がありますので、ご了承ください。

利用料金

種 別	料 金
プールコース使用料 (幼児用を除く)	1 コース 1 時間 3,000 円
会議室	1 時間 300 円
会議室・冷暖房料	1 時間 300 円

施設・設備利用料金の支払について

施設・設備の利用料は、前納制で窓口での現金支払いとなっています。

施設を利用される前に必ずお支払いください。

なお、支払いが遅れる、振込等をご希望の方は、事務局までご相談ください。

その他利用申込についての注意事項

- ・予約申込のために窓口において頂いた場合でも、システムから他の申込が先に入った場合、お申し込みをお受けできませんのでご了承ください。
- ・申請受付後の、自己都合による利用日、コースの変更は一切受け付けません。

利用上の注意事項

- ・酒気帯び、入れ墨（タトゥー）などを行っている方は、利用をご遠慮ください。
- ・持病のある方で、医師から運動を禁止されている方は利用できません。
- ・駐車スペースは限られています。極力、乗り合わせてご利用ください。

問い合わせ

多賀城市市民市民プール	022-365-3232
多賀城市民スポーツクラブ事務局（体育館）	022-365-1918/1911